



令和4年度子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

高校生のお子様がいらっしゃるご家庭へ

○子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)は、
低所得の子育て世帯を支援する給付金です。

○高校生分の給付金を受給するには、

申請が必要な場合があります。

○以下のフローチャートを参考に、該当する方は、隠岐の島町
役場(本庁舎窓口①番)にて申請手続きをしてください。

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和4年4月分の児童手当を受給していますか？)

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、
令和4年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、
申請は不要です！

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に
令和4年6月24日(金)に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、別途給付金
が令和4年6月17日(金)に振り込まれます。

支給要件を満たす場合、
隠岐の島町役場
保健福祉(本庁舎窓口①)
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903

(受付時間：平日9:00～18:00)

■ 隠岐の島町役場

「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)」窓口

08512-2-8577

(受付時間：平日08:30～17:00)

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

- ▶ 隠岐の島町役場ホームページ掲載の申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、隠岐の島町役場保健福祉課（本庁舎①番窓口）に直接ご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請期間は、**令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）**です。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

令和4年3月31日時点で

- ① **18歳未満の児童**（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
（※ 令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

- ② {
■ 令和4年度**住民税（均等割）が非課税**の方
または
■ 令和4年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、別途給付金を令和4年6月17日（金）が振込日です。（一部、申請が必要な方を除く。）



**「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。